

成年後見制度の利用支援にあたって

高知県行政書士会

会長 小笠原 嘉宏

過日、他県において成年後見制度の利用支援にあたり「後見開始の申立書」を行政書士が作成し、家庭裁判所に提出した事案が発生しました。

このような行為は法令違反であることは明らかであるとともに、家庭裁判所における行政書士の信頼を失墜しかねません。

会員の皆様におかれましては、このような行為のないよう下記のとおりよろしく願います。

1. 後見人等候補者あるいは支援者として、後見の申立に際し、申立書の作成を行わないこと
2. 申立書作成に係る報酬を受領しないこと
3. 申立に係る支援を行う際は、法令遵守に努めること